

令和2年2月28日

お客さま各位

大分みらい信用金庫

「民法（債権法）改正」を踏まえた預金規定等改定のお知らせ

平素は、大分みらい信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、「民法（債権法）改正」を踏まえ、令和2年4月1日より以下の預金規定等を改定いたします。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

1. 改定日

令和2年4月1日（水）

2. 対象となる預金規定等

	規程名称	改正民法 対応		
		規程の変更	成年後見の届出	定期預金の満期前解約
①	流動性預金規定集 ・普通預金規定 ・貯蓄預金規定 ・納税準備預金規定 ・通知預金規定	○	○	
②	総合口座取引規定	○	○	
③	当座勘定規定（一般用）	○	○	
④	当座勘定規定（専用約束手形口用）	○	○	
⑤	定期預金規定集 ・自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期） ・自由金利型定期預金規定（大口定期） ・変動金利定期預金規定 ・期日指定定期預金規定	○	○	○
⑥	自動継続定期預金規定集 ・自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期） ・自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期） ・自動継続変動金利定期預金規定 ・自動継続期日指定定期預金規定	○	○	○

⑦	積立定期預金規定	○	○	○
⑧	定期積金規定	○	○	○
⑨	譲渡性預金規定	○	○	
⑩	財形年金預金規定	○	○	
⑪	財産形成積立定期預金規定	○	○	○
⑫	財形住宅預金規定	○	○	
⑬	キャッシュカード規定	○		
⑭	デビットカード取引規定	○		
⑮	夜間金庫規定	○		

※ ①、⑤、⑥の規定に定めのない事項については、「各取引に共通する規定」により取り扱います。

3. 主な改定内容

(1) 規定の変更条項の新設

改正民法により、相当の事由がある場合には、変更日を明記した上でウェブサイト上その他相当の方法により周知することで変更することが可能となったため新設するものです。

例：流動性預金規定集

<p>1 1. (規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項は、<u>金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。</u></p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、<u>変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</u></p> <p>(3) 前二項による変更は、<u>公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</u></p>

(2) 預金者の後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出の義務化

改正民法において、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為は取り消すことができる旨が定められたことから、預金者の後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出を義務化するものです。

例：流動性預金規定集

<p>3. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届出てください。</u></p>

(3) 定期預金の満期日前解約の取扱いの明確化

改正民法の下では、預金契約は「寄託」の規定を準用することとなり、「寄託者（預金者）は、受託者（当金庫）に対していつでもその返還を請求できる」規定が適用され、別段の合意がない限り、定期預金の満期日前であっても解約できることとなるため、定期預金の満期日前の解約の制限について明確化するものです。

例：定期預金規定集

2. (利 息)

(1) ~ (2) 変更なし

(3) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(4) 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

以 上